

●香川県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年6月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----------------|---------------|-------------------------------|
| 丸亀市飯山町下法軍寺字島田 977番7地先から 丸亀市飯山町下法軍寺字島田 1110番1地先まで | 13.2~55.8 | 261 | 平成26年香川県告示第301号で 変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 令和3年6月1日